

文京区議会申し合わせ事項 新旧対照表 (案)

1 議会における分煙対策について

改正案	現行
(削除)	平成16年4月1日から、シビックセンターが飲食関係の施設を除き完全分煙となることを受け、議会棟については23階の給湯室を喫煙室とする。また、これに伴い、議会応接室や議員控室等については禁煙とする。 この決定により、「委員会における喫煙について」(平成11年2月25日議会運営委員会決定)の「また、議会における分煙対策については、今後の協議に委ねることとする。」を削除する。

2 委員会における喫煙について

改正案	現行
(削除)	平成11年5月1日から、委員会は禁煙とする。

3 議会における禁煙について

新設
健康増進法の改正(平成31年4月1日施行)を受け、議会フロア(22階、23階及び24階)は禁煙とする。

4 通年議会を見据えた常任委員会の試行について

改正案	現行
(削除)	<p>一 基本的な考え方 通年議会の導入を見据え、定例会の閉会中においても、所管する区政に係る報告を適時に受けられるよう、常任委員会を試行する。 なお、委員会の運営については、執行機関の事務に支障を及ぼさないよう、十分配慮する。</p> <p>二 試行する常任委員会の運営</p> <p>1 会議の日程</p> <p>(1) 試行する常任委員会の日程は、平成25年4月26日(金)、7月25日(木)及び8月26日(月)とする。なお、5月は、第二回定例会の日程との関係で行わない。</p> <p>(2) 試行する常任委員会は、所管の理事者報告を受け、審議するためのものである。したがって、所管の理事者から報告事項がない場合は、その常任委員会を開かない。</p> <p>(3) 試行する常任委員会の位置づけは、各定例会において文京区議会会議規則第68条の規定に基づき議決される閉会中の継続調査である。</p> <p>2 会議の方法</p> <p>(1) 試行する常任委員会は、午前10時から正午までの間に2委員会、午後2時から午後4時までの間に別の2委員会の並行開催とする。したがって、会議時間の延長は行わない。</p>

	<p>(2) <u>試行する常任委員会の並行開催の組合せは、午前が文教委員会と厚生委員会、午後が建設委員会と総務区民委員会とする。なお、いずれかの委員会が開られない場合であっても、入替えは行わない。</u></p> <p>(3) <u>試行する常任委員会においては、一般質問は行わない。</u></p> <p>3 <u>出席理事者</u></p> <p>(1) <u>試行する常任委員会の理事者の出席は、報告事項を所管する部長及び課長並びに部庶務担当課長とし、区長、副区長及び教育長には出席を求めない。</u></p> <p>(2) <u>企画政策部長、総務部長、企画課長、政策研究担当課長、財政課長、広報課長及び総務課長については、報告事項がある場合を除き、試行する常任委員会への出席を求めない。</u></p> <p>4 <u>正副打合せ等</u></p> <p>(1) <u>委員長は、執行機関との連絡を密にして報告事項の有無を確認の上、試行する常任委員会を招集するか否かについて、委員会開会日の4日前までに議長に通知する。</u></p> <p>(2) <u>委員長は、試行する常任委員会を招集する場合は、委員会開会日の3日前までに所属委員に通知する。この場合の資料送付は、所管する執行機関が委員会開会日の2日前の正午までに行うこととする。</u></p> <p>三 <u>その他</u></p> <p>1 <u>試行する常任委員会の運営に必要な事項は、議長が定める。</u></p> <p>2 <u>試行する常任委員会の運営について、議会と区長とが協議すべき具体的な案件が生じた場合には、速やかに協議することとする。</u></p> <p>3 <u>通年議会の本格実施に当たっては、試行についての検証を行った上で、改めて議会と区長とが協議することとする。</u></p>
--	--

5 通年議会における議会期間以外の常任委員会について

改 正 案	現 行
一 (略) 二 (略) 三 その他 1 (略) 2 (略) 3 <u>(削除)</u>	一 (略) 二 (略) 三 その他 1 (略) 2 (略) 3 <u>平成26年4月は、「通年議会を見据えた常任委員会の試行について(平成25年3月22日議会運営委員会決定)」を踏まえ、平成26年第1回定例会において文京区議会会議規則第68条の規定に基づき議決される閉会中の継続調査として、常任委員会を開催することとする。開催日は、平成26年4月25日(金)とし、開催日以外についての委員会運営に係る事項については、当該申し合わせの規定と同様とする。</u>

6 本会議場・委員会室での写真(VTR)撮影の承認について

改正案	現行
(削除)	<p>傍聴者（報道機関を含む）から撮影・録音承認申請書（別記様式）により本会議場・委員会室での写真(VTR)撮影の申請があったときの取扱いは、文京区議会傍聴規則第8条又は文京区議会委員会傍聴規程第7条の規定によるが、以下により行う場合で、議会運営に支障がないと認めるときは、承認して差し支えないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 撮影時期は、議員（委員）が議場（委員会室）に参集後、議長（委員長）の開会宣告までの間とし、撮影時間は1分以内とすること。 2 撮影時間の開始及び終了は事務局長が決定し、通知すること。 3 撮影を行う者は、傍聴手続を経た後、傍聴席から撮影すること。 4 撮影を行う者は、撮影の際に他の傍聴者と一緒に映ることが予測される場合は、事前に当該傍聴者の了承を得ること。 <p>別記様式</p> <div data-bbox="858 855 1442 1704" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">撮影・録音承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>敬</p> <p style="text-align: center;">(申請者) 会社名 代表者氏名 所在地 電話番号</p> <p>本会議場（委員会室）における撮影・録音の手続について、次のとおり申請します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 撮影・録音希望会期 本 会 期 日 委員会 2 撮影・録音日時 年 月 日 時 分～ 時 分 3 撮影・録音の目的（※なるべく詳細に記載すること。） 4 出版物又は番組の名称及びその内容 （※出版物又は番組の全体像が分かるように記載すること。） 5 発行又は放送の予定日 年 月 日 6 当日の撮影・録音体制（※なるべく詳細に記載すること。） 7 担当者氏名・連絡先 </div>

7 傍聴における撮影及び録音への対応について

改正案	現行
<p>一 傍聴等の基本的な考え方</p> <p>傍聴は、会議の状況を直接確認するものであるため、傍聴席における写真、映像等の撮影又は録音（以下「撮影・録音」という。）は、原則として認めない。</p> <p>なお、報道関係者からの申請については、マスコミが報道面で大きな役割を果たしており、その公益性、影響力等を考慮し、撮影・録音の目的等を総合的に判断すること。</p> <p>会議の映像等は、区民に対して正しい理解と関心を深めるため、公正な立場で発信することが肝要である。</p> <p>より開かれた議会となるよう議会活性化の取組を進めている中、インターネット動画配信について、文京区議会としての考え方を十分整理した上、映像等に係る責任の所在、会議録との違いを明らかにして、議会自ら発信していくこと。</p> <p>二 撮影・録音の申請手続</p> <p>1 基本的な手続</p> <p>傍聴人（報道機関を含む）から、撮影・録音の申請（別記様式）があったときは、文京区議会傍聴規則第8条又は文京区議会委員会傍聴規程第7条の規定により、当該撮影・録音の申請について具体的に内容の審査を行い、あらかじめ議長（委員長）が承認の許否を判断することとなっている。</p> <p>については、円滑かつ公平な議会運営を図るため、議長（委員長）は、本会議にあっては議会運営委員会（委員会にあっては理事会）に諮った上、次の基本的な考え方に基づき、当該撮影・録音について承認の許否を決定することとする。ただし、撮影・録音の申請は、原則、会議の3日前（日曜日、土曜日、休日を除く。）までに、区議会事務局において受け付けたものに限る。</p> <p>また、撮影・録音のため議場（委員会室）に入室するに当たっては、会議当日に傍聴手続を行わなければならない。</p> <p>2 簡易的な手続</p> <p>以下により行う場合で、議長（委員長）が議会運営に支障がないと認めるときは、議会運営委員会（委員会にあっては理事会）での決定を経ずに承認して差し支えないものとする。</p> <p>(1) 撮影時期は、議員（委員）が議場（委員会室）に参集後、議長（委員長）の開会宣告までの間とし、撮影時間は1分以内とすること。</p> <p>(2) 撮影時間の開始及び終了は事務局長が決定し、通知すること。</p> <p>(3) 撮影を行う者は、傍聴席から撮影すること。</p> <p>(4) 撮影を行う者は、撮影の際に他の傍聴者も一緒に映ることが予測される場合は、事前に当該傍聴者の了承を得ること。</p>	<p>傍聴人から、傍聴席における写真、映画等の撮影又は録音（以下「撮影・録音」という。）の申請があったときは、文京区議会傍聴規則第8条又は文京区議会委員会傍聴規程第7条の規定により、当該撮影・録音の申請について具体的に内容の審査を行い、あらかじめ議長（委員長）が承認の許否を判断することとなっている。</p> <p>については、円滑かつ公平な議会運営を図るため、議長（委員長）は、本会議にあっては議会運営委員会（委員会にあっては理事会）に諮った上、次の基本的な考え方に基づき、当該撮影・録音について承認の許否を決定することとする。ただし、撮影・録音の申請は、自らの傍聴手続を経、会議の開会予定時刻の1時間前までに、区議会事務局において受け付けたものに限る。</p> <p>《基本的な考え方》</p> <p>1 傍聴は、会議の状況を自らの目で見、耳で聴くことであるため、写真、映画等を撮影したり、録音したりすることは、一般的には認められていない。</p> <p>なお、報道関係者からの申請については、マスコミが報道面で大きな役割を果たしており、その公益性、影響力等を考慮し、撮影・録音の目的等を総合的に判断すること。</p> <p>2 会議の状況を発信する際は、議会活動について区民の正しい理解と関心を深めてもらうよう、公正な立場で行うことが肝要である。</p> <p>より開かれた議会となるよう議会活性化の取組を進めている中、インターネット動画配信について、文京区議会としての考え方を十分整理した上、映像等に係る責任の所在、会議録との違いを明らかにして、議会自ら発信していくこと。</p> <p>3 議員（委員）が議場（委員会室）に参集後、議長（委員長）の開会宣告までの間の1分以内の撮影・録音の申請については、「本会議場・委員会室での写真（VTR）撮影の承認について（平成17年10月28日議会運営委員会決定）」に基づき取り扱うこと。</p>

別記様式

撮影・録音承認申請書

年 月 日

取

(申請者) 会社名
代表者氏名
所在地
電話番号

本会議場（委員会室）における撮影・録音の承認について、次のとおり申請します。

- 1 撮影・録音希望会期 本会議・委員会
- 2 撮影・録音日時 年 月 日
時 分～ 時 分
- 3 撮影・録音の目的（※なるべく詳細に記載すること。）
- 4 出版物又は番組の名称及びその内容
（※出版物又は番組の全体像が分かるように記載すること。）
- 5 発行又は放送の予定日 年 月 日
- 6 当日の撮影・録音体制（※なるべく詳細に記載すること。）
- 7 担当者氏名・連絡先

8 議場及び委員会室での携帯電話等の取扱いについて

⇒ 議場での情報通信端末の取扱いについて

改正案	現行
<p>議場での情報通信端末（スマートフォン、パソコン、タブレット、ウェアラブル端末等）の使用は不可とする。ただし、区（議会）から貸与された情報通信端末については、使用を認める。</p> <p>なお、やむを得ず持ち込む場合は、電源を切るか、又はマナーモード等で音が出ないようにし、傍聴人も同様の扱いとする。</p>	<p>議場及び委員会室での携帯電話等の使用を不可とする。</p> <p>また、持ち込む場合は、電源を切るか、又はマナーモードに設定することとし、傍聴人も同様の扱いとする。</p>

9 委員会へのパソコン等の持ち込みについて

⇒ 委員会への情報通信端末の取り扱いについて

改正案	現行
<p>委員会における、委員、出席理事者及びその補佐を担う職員、傍聴議員については、情報通信端末（スマートフォン、パソコン、タブレット、ウェアラブル端末等）の持ち込みと使用を可とするが、マナーモード等で音が出ないようにするとともに、タイピング等の操作音も最小限に抑えること。</p> <p>また、傍聴人については、持ち込みは電源を切るか、又はマナーモード等で音が出ないよう設定し、使用は不可とする。</p>	<p>委員会における、委員及び出席理事者のノートパソコン、タブレット端末等の持ち込みについては、可とする。ただし、使用に当たっては、音響を出さない等、本人の良識に任せることとする。</p> <p>また、傍聴議員についても、委員及び出席理事者と同様に可とするが、傍聴人については、不可とする。</p>

10 一般質問の氏名通告、内容通告及び質問要旨の通告等について

改正案	現行
一 (略)	一 (略)
二 (略)	二 (略)
三 通告された質問者氏名と質問要旨は、一般質問日の前日までに文書及びインターネットホームページを用いて公開するとともに、 <u>文京区議会情報通信端末使用基準(令和3年3月31日議会運営委員会決定)第2条に規定する会議システムに格納する。</u>	三 通告された質問者氏名と質問要旨は、一般質問日の前日までに文書及びインターネットホームページを用いて公開するとともに、 <u>全議員にメールにより通知する。</u>
四 (略)	四 (略)

11 議会運営委員会決定事項の件

改正案	現行
今後、議会運営委員会の決定事項は、 <u>文京区議会情報通信端末使用基準(令和3年3月31日議会運営委員会決定)第2条に規定する会議システムに格納する。</u>	今後、議会運営委員会の決定事項は、 <u>全議員に配付する。</u>

12 「文京区議会インターネット中継」の各議員における利用について

改正案	現行
一 (略)	一 (略)
二 事務局から提供された自己の動画データの取扱い 事務局から提供された自己の動画データについては、個人の鑑賞用等私的利用に限るものとする(データの違法な複製を防止するため、議員のホームページ、ブログ、YouTube等への掲載は行わない)。 なお、動画データの提供については、 <u>文京区議会情報通信端末使用基準(令和3年3月31日議会運営委員会決定)第2条に規定する会議システムへの格納等によるものとする。</u>	二 事務局から提供された自己の動画データの取扱い 事務局から提供された自己の動画データについては、個人の鑑賞用等私的利用に限るものとする(データの違法な複製を防止するため、議員のホームページ、ブログ、YouTube等への掲載は行わない)。 なお、動画データの提供については、 <u>大容量ファイル送受信システムによるものとする。</u>

13 委員会記録について

改正案	現行
一 (略)	一 (略)
二 (略)	二 (略)
三 (略)	三 (略)
四 委員会記録の配付について 委員会記録は、その写しを行政情報センター及び議会図書室に配付し、閲覧に供するとともに、 <u>文京区議会情報通信端末使用基準(令和3年3月31日議会運営委員会決定)第2条に規定する会議システムに格納する。</u>	四 委員会記録の配付について 委員会記録は、その写しを行政情報センター及び議会図書室に配付し、閲覧に供するとともに、 <u>希望する会派に配付するものとする。</u>
五 (略)	五 (略)
六 (略)	六 (略)

14 委員会室等におけるインターネット利用について

改正案	現行
<p>一 Wi-Fi 環境について 文京区議会が設置する Wi-Fi (以下「文京区議会専用 Wi-Fi」という。)の範囲は、<u>本会議場、第1委員会室、第2委員会室、議会会議室、正副議長室、正副議長応接室</u>とする。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p>	<p>一 Wi-Fi 環境について 文京区議会が設置する Wi-Fi (以下「文京区議会専用 Wi-Fi」という。)の範囲は、<u>第1委員会室、第2委員会室、議会会議室、正副議長室、正副議長応接室</u>とする。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p>

15 文京区民チャンネルで放映された本会議のVTRについて

改正案	現行
<p>文京区民チャンネルで放映された本会議のVTRを報道機関へ提供することについて、<u>議会として了承するものとする。</u></p> <p><u>また、議員及び所属会派のホームページ等に掲載することについても、議会として了承するものとする。</u></p>	<p>文京区民チャンネルで放映された本会議のVTRを報道機関へ提供することについて、<u>議会として了承するものとする。</u></p> <p><u>また、議員のホームページに使用させることについても、議会として了承するものとする。</u></p>